

開催期日 平成30年11月15日

開催場所 中島村役場 2階会議室

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 平成30年11月15日 午後1時30分
閉 会 平成30年11月15日 午後3時00分
場 所 中島村役場 2階会議室

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に対する処分の決定について

議案第2号 中島村農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の制定について

そ の 他

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者12名・欠席者0名(出欠者名 別紙のとおり)

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 本 間 俊 一

5. 会議書記

中島村農業委員会局長補佐 近 藤 修

6. 開 会

事務局長

事務局長として、只今から平成30年第12回の農業委員会を開催する旨を宣した。

会 長 (あいさつ)

改めましてこんにちは。一昨日県下農業委員会大会がございましたが、出席なされた方、遅くまで大変ご苦労様でした。ああいう風な県下の農業委員会大会があるのだとご理解いただければと思います。従来ですともっとメンバーがいたのですが、簡素化されまして新制度になってかなり改良点があったのかと思います。ただ、開会式が12時30分になった事が理解に苦しむところです。しかし、終わりが3時45分なので、あの時間帯に実施しないと遠方から来ている方もいらっしゃるから大変なのかなと思います。その点はご了承いただければと思います。

さて今年は、今朝は霜が真っ白に降ったのですが、エルニーニョ現象でかなり暖冬だという事で、皆さん各分野でご苦労されているのかと思います。話を聞きますと、西郷村さんの方では米が豊作だったという事です。何故かと言いますと、中島村の方は積算温度が高かったが、西郷村の方は低かった為、収量が採れたという訳です。今年は、トマトの病気や玉ねぎの値段が下がったり、葉物野菜、特にハウレンソウ類もここ4~5日値段が下がってしまったという話を聞きました。各委員のみなさんも色々と職種が違うので、ご苦労されているのではないかと思います。そういった点で中島村は大変力があり、経済力が豊か

だ、裏を返せば皆さん一生懸命やっているのだという事ですから、大変喜ばしいことかなと思われます。これから冬に向かっていくのですが、どうぞくれぐれも健康などにご注意されまして、ご活躍お願い申し上げます。また同時に村発展の為に、ご尽力いただければと思います。

さて、本日の議案は2件ございます。どうぞ慎重審議を宜しくお願い申し上げ、大変措辞でございますが、挨拶と代えさせていただきます。本日はご苦勞様でございます。ありがとうございました。

事務局長

ありがとうございました。なお、これより3の議事録署名人の選出からは議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議 長

それでは、議事に入る前に議事録署名人の選出について、3番天倉光喜委員、5番水野谷一男委員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

受付番号第11号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

受付番号第11号につきまして、11月7日に譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんにお会いして確認したところ、申請内容のとおり間違えないとの事でした。また、現地についても水野谷一男さんと11月7日に確認したところ問題はなく、また譲受人は農家であり耕作についても問題ないと思われます。以上報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

受付番号第11号につきまして、只今大木一男推進委員から報告があった内容のとおり間違えございません。また、大木一男推進委員と同様に現地についても11月7日に確認したところ問題はなく、また譲受人は農家であり耕作についても問題ないと思われます。以上報告終わります。

議 長

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案第2号中島村農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の制定について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号中島村農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の制定について事務局から議案書に従い朗読説明する旨を宣した。

事 務 局

議案第2号中島村農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の制定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

以上をもって、全議案審議終了につきその他に入る旨を宣した。

事 務 局

その他として説明させていただきます。まず1点目、先ほど議案において承認されました、議案第2号中島村農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の制定についてですが、農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、新たに農業委員会では農地等の利用の最適化の推進が最も重要な必須業務として位置付けられたことによりまして、制定させていただきました。掻い摘んで説明させていただきますと、中島村に現在ある農地のうちで、高齢化や後継者不足、担い手不足等の理由で余らせてある遊休農地を、認定農業者をはじめとした担い手の方に集約して、管内の遊休農地を減らす事が第一の目的でございます。具体的には、自分の担当地区において農地を貸したい人、借りたい人を把握して、その方たちの間を取りもって下さい。借りたい人は、認定農業者をはじめとする担い手の方が理想です。これによって管内の遊休農地を減らして、担い手の方の所得の向上にも繋がっていくのが、一番理想かなと考えております。

2点目、農業委員会では通常3年に1回程度、研修旅行を行っているのですが、しばらく積み立ては行っていなかったのですが、なかなか一括で支払うのは厳しい金額になっているので、積み立てをしてはどうかとご提案がありまして、皆さんにお諮りしたいと思います。毎月の総会の時に5千円を積み立てるか、毎年3月に年俸が支払われるので、そのあとの総会にて一括で約5万円程度積み立てる方法があります。では、年俸が支払われた次月の総会での一括での積み立てとさせていただきます。通知はまた案内させていただきます。

最後に、来月の農業委員会総会は12月17日(月)に行います。なお来月

の総会後に、農地中間管理機構の方から一人、県南地方振興局にマネージャーの方がいるのですが、新しい農業委員の方と推進委員の方と簡単な顔合わせ会をしたいというご提案がありました。よろしくお願ひします。

議 長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時
平成30年11月15日 午後3時00分

議決事項及び賛否の数

議案第1号	農地法第3条第1項の規定に対する処分の決定について 原案のとおり可決	賛成6名 反対0名
議案第2号	中島村農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の 制定について 原案のとおり可決	賛成6名 反対0名